

平成 27 年 3 月 20 日発行

結婚・出産・子育て資金の一括贈与が非課税に

今年 4 月 1 日より、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置が創設されます。平成 25 年から始まった教育資金の一括贈与と合わせて、一生のうち多額の支出が見込まれるライフステージでの贈与税の恩典がこれで出揃うことになります。

この制度は、20 歳以上 50 歳未満の子や孫の結婚・子育て費用に充てるための資金を金融機関等に信託した場合に、一人 1,000 万円（結婚費用は 300 万円）まで贈与税がかかりません。ただし、贈与者死亡時の残額については、受贈者が贈与者から相続又は贈与により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（相続税額の 2 割加算の対象にはなりません）。

これにより、個人金融資産 1600 兆円のうち 6 割強を保有していると言われている祖父母世代から、資産を子や孫へ移すことで結婚・出産・子育てを後押しし、もたつく消費を刺激することが期待されています。

「平成の大修理」がついに完成！

平成 27 年 3 月 27 日（金）ついに姫路城がグランドオープンします。50 年ぶりの大修理は約 5 年半の時間と約 28 億円の費用をかけて行われ、城壁や白漆喰は白鷺城の愛称そのままの輝きを取り戻しました。

「建築物としての城」そのものを展示するというコンセプトのもと、城内に設けられていた資料スペースはほとんどが撤去。現代的な物の存在しない空間で江戸時代の雰囲気を感じられるようになりました。

全国にある城の中でもトップクラスを誇る複雑巧妙な構造とその美しさから、やはりファンが多い姫路城。

グランドオープンから数ヶ月間は大混雑が予想され、大天守の見学は、1 日あたり 1 万 5 千人を上限として整理券が配布されるそうです。

これから美しい桜の時期が始まります。混雑は必至ですが、歴史的な「平成の大修理」を終えた姫路城にぜひ足を運んでみられてはいかがでしょうか。



企業でも対策必須！開始が迫る『マイナンバー制度』

来年1月から始まるマイナンバー制度（社会保障と税の共通番号）。それに先立ち今年の10月には個人番号、法人番号が通知されます。そこで、今後マイナンバーを取扱うことになる事業者の立場から制度への準備及び制限をまとめました。



1. 記載が必要となる書類

- ・ 税務署、市区町村、社会保険事務所等に提出する書類
- ・ 具体的には申告書、申請書、源泉徴収票、法定調書、資格取得・喪失届など

2. 事前準備

- ・ 「誰が」「何に」「誰の」マイナンバーを利用する必要があるのかの洗い出し
- ・ 不正利用しないよう社内周知の徹底
- ・ 取得したマイナンバーの保管方法の決定
- ・ 保管をパソコンでする場合、ウイルス対策等の一般的に求められるレベルのセキュリティ対策

3. 取得対象者と取得方法

- ・ 従業員及びその扶養親族（株主や取引先のマイナンバーが必要になるケースも…）
- ・ 取得時に次のいずれかによる厳格な本人確認が必要
 - ①個人番号カード・・・希望者のみに発行される顔写真付き IC カード
 - ②通知カード or 番号の記載された住民票の写し+免許証等



4. 収集・利用・保管に関する制限

- ・ 法律に定められた場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはならない
- ・ 利用範囲は法律で限定されており、顧客管理等にマイナンバーを利用してはならない
- ・ 社内で利用する人を限定し、誰もがアクセスできる場所に保管しないなどの対策が必要

5. 罰則

- ・ 知り得たマイナンバーを不正に提供するなどした場合、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金もしくは併科

平成30年（2018年）からは預金口座にも利用することが検討されており、その利用範囲は今後さらに広がっていくでしょう。もし、企業に罰則が科される事態になれば、経営者の責任が問われることになり兼ねません。関係事務を行う事業者にはマイナンバーの厳重な管理体制が、法律からも世論からも求められます。